附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年二月二十二日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）様式第三十三号の五による育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業基本給付金支給申請書及び様式第三十三号の五の二による育児休業基本給付金支給申請書／育児休業者職場復帰給付金支給申請書は、それぞれこの省令による改正後の雇用保険法施行規則（以下「新雇保則」という。）様式第三十三号の五による育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業基本給付金支給申請書／育児休業者職場復帰給付金支給申請書及び様式第三十三号の五の二による育児休業基本給付金支給申請書／育児休業者職場復帰給付金支給申請書とみなす。

2　新雇保則第百一条の十三第一項の育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業基本給付金支給申請書及び育児休業基本給付金支給申請書並びに新雇保則第百一条の十四第一項の育児休業者職場復帰給付金支給申請書は、当分の間、なお旧雇保則の相当様式によることができる。

○厚生労働省令第百六十一号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五号）の一部の施行に伴い、並びに雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条、第六十一条の四第一項及び第八十二条並びに社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の三の規定に基づき、雇用保険法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

雇用保険法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項中「第六十一条の七第一項」を「第六十一条の六第一項」に改める。

第十四条の三第一項中「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業基本給付金支給申請書」を「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書」に改める。

第十四条の四第一項中「第六十一条の七第一項」を「第六十一条の六第一項」に改める。

第百一条の十一第一項中「育児休業基本給付金」を「育児休業給付金」に改め、同項第三号ハ中「第六十一条の七第一項」を「第六十一条の六第一項」に改める。

第百一条の十三の見出し中「育児休業基本給付金」を「育児休業給付金」に改め、同条第一項中「育児休業基本給付金の」を「育児休業給付金の」に、「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業基本給付金支給申請書」を「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書」に改め、同条第三項中「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業基本給付金支給申請書」を「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書」に改め、同条第四項中「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書」を「育児休業給付金支給申請書」に、「について育児休業基本給付金」を「について育児休業給付金」に改め、同条第六項及び第七項中「育児休業基本給付金の」を「育児休業給付金の」に、「育児休業基本給付金支給申請書」を「育児休業給付金支給申請書」に改める。

第百一条の十四を次のように改める。

第百一条の十四　削除

第百一条の十五中「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業基本給付金支給申請書」を「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業基本給付金支給申請書」に、「育児休業基本給付金支給申請書並びに育児休業者職場復帰給付金支給申請書」を「育児休業給付金支給申請書」に、「育児休業基本給付金支給申請書並びに第百一条の十四第一項の規定による育児休業者職場復帰給付金支給申請書」を「育児休業給付金支給申請書」に改め、「「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書又は高年齢雇用継続給付支給申請書」とあるのは「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業基本給付金支給申請書若しくは育児休業基本給付金支給申請書又は育児休業者職場復帰給付金支給申請書」と、「第百一条の五第一項及び前条第一項に規定する」とあるのは「第百一条の十三第一項及び第百一条の十四第一項に規定する」と」を削る。

第百一条の十六の見出し中「第六十一条の七第一項」を「第六十一条の六第一項」に改め、同条第一項中「第六十一条の七第三項」を「第六十一条の六第三項」に改める。

第百一条の十七（見出しを含む。）、第百一条の十八（見出しを含む。）並びに第百一条の十九第三項及び第四項中「第六十一条の七第一項」を「第六十一条の六第一項」に改める。

第百二条中「、「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書又は高年齢雇用継続給付支給申請書」とあるのは「介護休業給付金支給申請書」と」を削る。